

身体拘束廃止に関する指針

医療法人あとべ会
峡北シルバーケアホーム

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状態を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないことが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

ア. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事故防止委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3原則を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い評価し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意点

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

イ. 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。

ウ. 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

エ. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、事故防止委員会を中心に検討します。

オ. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 事故防止委員会の設置

当施設では事故防止委員会にて身体拘束廃止および権利擁護について取り組みます。

ア. 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討
身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2) 事故防止委員会の構成員

医師、事務長、リハビリ職員、看護職員、介護支援専門員、支援相談員、介護職員

(3) 事故防止委員会の開催

定期開催とする。ただし、必要時には随時開催とする。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下である。

- ア. 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車いす・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に内服させる。
- サ. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、事故防止委員会を中心として、各関係部署の代表が集合し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要素の全てを満たしているかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所・時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、事故防止委員会を中心に拘束解除に向けた検討を実施し、早期解除に努めます。

(3) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専門の様式を用いてその様子・心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査

が行われる際に提示できるようにします。

(5) 拘束の解除

検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告いたします。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育

ケアに携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、研修等を適宜実施して職員教育を行います。

6. ご入居者等による本指針の閲覧

当該指針は、利用者および家族がいつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公開する。

付則

この指針は平成30年4月1日から施行する

改定 令和6年4月1日から施行する